

5分で読める

ちょっと役に立つ

『竜巻災害と住宅再建支援制度』

つくば市竜巻被害者への住宅再建公的支援内容

つくば市竜巻被害者への住宅再建貸付資金内容

この小冊子がつくば市の竜巻災害の住宅再建支援制度を解説していますが、過去にも他の市町村に同じような支援制度がありました。今後も竜巻被害があったらつくば市と同じような支援制度が適用されるでしょう。つくば市の竜巻災害支援制度はつくば市だけの情報ではありません。他の市区町村にも有用な情報になります。

平成24年6月

つくば市竜巻被害者への住宅再建公的支援内容



2012年5月6日に茨城県つくば市や栃木県真岡市などで発生した竜巻で住まいに被害があった方に対する再建支援内容について教えてください。



Q & A通信の竜巻で住宅に損害を被った場合の被災者生活再建支援制度の世帯別、被害内容別の受給額表を解説しました。

この制度は国の制度です。この他につくば市は「つくば市竜巻災害支援金」を創設しました。

以下に具体的な受給額を茨城新聞の記事から拾い出してみました。

「被災者に対し、つくば市は国の支援に上乗せする形で独自の『つくば市竜巻災害支援金(仮称)』を創設、一般財源から総額約2億円の支出を見込む。だがそれでも、被災実態からは十分とはいえず、被災者らは建物の解体や生活再建へ大きな負担を強いられる。住宅が損壊した被災者には国と県、市の給付金が世帯ごとに支払われる。

給付額の最高は全壊住宅を解体して再建した場合の国からの300万円と市からの70万円を合わせた計370万円。最低は一部損壊で市からの支援金20万円のみとなる。」



茨城新聞によると全壊し、再建すると最大370万円を受給できるそうですが、もっと具体的な事例で説明してください。



■家族構成、被害程度、住宅再建内容

- ・ 家族構成はご主人と奥さんと子供2人。
- ・ 住まいは一戸建てのマイホーム。
- ・ マイホームは全壊。一時賃貸住宅に住みマイホームを再建することにした。

以下に上記家族構成の方の竜巻被害の住宅再建に関する公的支援制度を記します。

●被災者生活再建支援制度

世帯の区分	(1)被害の程度別 基礎支援金	(2)住宅再建の方法 加算支援金
2人以上の世帯 (世帯構成員が2人以上)	全壊の場合 100万円	建築や購入した場合 200万円
		賃貸の場合(公営住宅除く) 50万円

上記内容は、被災者生活再建支援制度のうち世帯区分2人以上、被害程度全壊、再建方法建築や購入と賃貸をピックアップしました。

●つくば市竜巻災害支援金

災害の程度	見舞金	生活準備金
全壊	50万円	20万円
大規模半壊	25万円	20万円
半壊	25万円	10万円
一部損壊	20万円	—



①被災者生活再建支援制度から

- ・基礎支援金として全壊の場合の100万円を受給できます。
- ・マイホームを再建することにし、まず、民間の賃貸住宅に住むことにしました。加算支援金の賃貸の場合の50万円を受給できます。
- ・その後、住宅を再建しました。建築や購入した場合の200万円を受給できます。しかし、すでに賃貸の場合の50万円を受給していますから200万円から50万円を除かれ150万円を受給できます。これで被災者生活再建支援制度からは合計300万円を受給できます。

②つくば市の災害支援金

- ・全壊の見舞金50万円と生活準備金20万円を受給できます。合計70万円。被災者生活再建支援制度とつくば市支援金の合計は370万円になります。

しかし、賃貸住宅に住むために50万円は使っているから実質320万円が再建資金になります。

これでは住宅の再建はきびしいということになるでしょう。

茨城新聞の記事のように「**被災実態からは十分とはいえず、被災者らは建物の解体や生活再建へ大きな負担を強いられる。**」ことになりそうです。

そこで再建住宅の貸付支援と火災保険の保険金が再建の資金になっていきます。

風災を担保しない火災保険を契約していると竜巻損害はカバーできません。補償内容を確認しておきましょう。

つくば市竜巻被害者への住宅再建貸付資金内容



住宅を再建するために被災者生活再建支援制度とつくば市の災害支援金では十分ではいえないとすると竜巻被害者への公的な住宅再建貸付にはどんな制度があるのですか？



災害援護資金があります。
災害程度によって下記の表の借入金額になります。

● 災害援護資金

災害の程度	貸付限度額	
全壊	250万円	350万円
半壊	170万円	250万円

住居を再建する場合に被害住宅の後片付けをしなければならぬ場合は限度額の右の金額になります

世帯主の借入に所得制限があります。

● 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円

利率：年3% (据置期間中は無利子)、据置期間：3年、返済期間10年 (据置期間を含む)、返済方法：年払いあるいは半年払いです。

公営住宅、国家公務員住宅の提供



公営住宅や公務員住宅を一時的に住むことができるのですが、賃貸料と賃貸期間を教えてください。



被害に遭った住宅が住めない場合に、希望すれば県営、市営の公営住宅や国家公務員住宅を提供してもらえます。ただし、提供戸数は各県、市によって異なります。

- ・ **賃貸料**：無料
- ・ **賃貸期間**：6ヵ月。事情によって延長期間6ヵ月で最長1年になります。



公営住宅や公務員住宅を一時的に住むと被災者生活再建支援制度の加算支援金を受給できなくなるのですか？



加算支援金の賃貸の場合で

- ・ **2人以上の世帯** 50万円(全壊・大規模半壊)。
 - ・ **1人世帯** 37.5万円(全壊・大規模半壊)。
- は受給できません。



その他に住宅に関する支援制度はありますか？



固定資産税と都市計画税の減免を受けられます。減免の条件は災害判定結果が半壊以上の建物所有者になります。

つくば市の場合は災害の発生が第一期納期限以後のために第二期から第四期までの固定資産税と都市計画税は減免になります。



住宅以外にはどんな支援制度がありますか？



竜巻で体が傷ついた場合の支援制度があります。

①竜巻により死亡した場合

・ 災害弔慰金

災害で死亡した遺族が受給できます。

・ 受給金額

生計維持者が死亡した場合……500万円を超えない範囲で受給

その他の者が死亡した場合……250万円を超えない範囲で受給



②竜巻により障害状態になった場合

- ・ **災害障害見舞金**

災害で著しい障害になった場合。

- ・ **受給できる方**

障害になった本人が受給できます。

- ・ **受給金額**

生計維持者が障害状態になった場合……250万円
を超えない範囲で受給。

その他の者が障害状態になった場合……125万円
を超えない範囲で受給。